

医師確保PRキャラクター「ドクターむすび丸」の使用に関する規程

(趣旨)

第1 この規程は、宮城県が著作権を有する医師確保PRキャラクターアニメむすび丸「ドクターむすび丸」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(キャラクターの管理)

第2 キャラクターは、宮城県保健福祉部医療人材対策室(以下「当室」という。)で管理するものとする。

(使用の承認申請)

第3 キャラクターの使用を希望する者は、「医師確保PRキャラクターアニメむすび丸『ドクターむすび丸』使用許可申請書」(様式第1号)を当室に提出し、その承認を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当室に予め連絡することを条件に、この限りではない。

- (1) 国、宮城県及び宮城県内の市町村が、医師確保を目的として使用する場合
- (2) 宮城県医師育成機構の役員・委員が使用する場合
- (3) 宮城県医師育成機構の事業で使用する場合
- (4) 報道機関が県民運動の報道及び広報の目的で使用する場合
- (5) その他、当室が適当と認める場合

(使用承認)

第4 当室は、第3の規定による申請があった場合、その内容を審査し、キャラクターの趣旨にふさわしい内容であると認めるときは、広く承認するものとする。ただし、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する場合又は反するおそれのある場合
- (2) 宮城県のイメージを傷つけ、県民運動の趣旨の妨げとなるおそれがある場合
- (3) 営利団体等が、自己の利益を確保することを主たる目的とする場合
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) その他、当室が不相当と認める場合

2 当室は、前項の承認をするときは、「医師確保PRキャラクターアニメむすび丸『ドクターむすび丸』使用(変更)承認証」(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用上の遵守事項)

第5 キャラクターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインの改変は行わず、そのまま使用すること。

デザインの改変に該当する行為(例)

- イ 縦横比の変更
- ロ 画像の一部を欠く表示
- ハ 色の変更(白、黒、灰の3色刷りは可)
- ニ 他の線や文字、画像などを重ねた表示

- (2) 当室が承認した用途にのみ使用し、当室の指示する使用条件に従うこと。
- (3) コピーライトマーク (©宮城県・旭プロダクション) の表記を付すこと。
- (4) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに当室に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 第4で承認を受けた権利を、第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(承認の内容の変更)

第6 使用者が承認内容について変更しようとするときは、「医師確保PRキャラクターアニメむすび丸『ドクターむすび丸』使用承認変更申請書」(様式第3号)を当室に提出し、その承認を受けなければならない。

2 当室は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、「医師確保PRキャラクターアニメむすび丸『ドクターむすび丸』使用(変更)承認証」(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用承認の取消し)

第7 当室は、使用者がこの規程に反し、又は申請の内容に虚偽があることが明らかになった場合は、当該承認を取消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

2 第1項に規定する使用物件の回収等、使用承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取消された者が負担するものとする。

3 当室は、前項に規定するもののほか、承認を取消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(使用料)

第8 キャラクターの使用料については、無料とする。

(使用期間)

第9 キャラクター等の使用期間は、使用承認証により了承した期間内とする。ただし、この期間は最長で、申請をした年度の3月31日までとする。年度を超えて使用する場合は、翌年度4月1日に改めて申請をしなければならない。

(その他)

第10 この規程に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。